

和泉市手数料条例の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17)の5 略</p> <p>(17)の6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号、<u>第17号の8及び別表第2の7</u>において「法」という。)第53条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア～エ 略</p> <p>(17)の7 都市の低炭素化の促進に関する法律(<u>以下この号において「法」という。</u>)第55条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額</p> <p>ア 1件につき別表第2の11(<u>変更の認定申請をしようとする認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下この号及び次号において同じ。)</u>に係る評価方法(法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画又は認定低炭素建築物新築等計画が、<u>法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以</u></p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17)の5 略</p> <p>(17)の6 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下<u>この号</u>及び別表第2の7において「法」という。)第53条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額 ア～エ 略</p> <p>(17)の7 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u>第55条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額</p> <p>ア 1件につき別表第2の11(<u>評価手法の種別の変更に係る場合は、別表第2の7)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p>

新	旧
<p> <u>下この号、次号、別表第2の7及び別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。)</u>が、当該認定低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定又は法第55条第1項の変更の認定(以下この号、次号及び別表第2の7において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合は、別表第2の7)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額 </p> <p>イ 略</p> <p> <u>(17)の8 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2に規定する書面の交付 1件につき別表第2の12(軽微な変更(法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。別表第2の12及び別表第2の13において同じ。))をしようとする認定低炭素建築物新築等計画に係る評価方法が、当該認定低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でないものに係る場合は、別表第2の13)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u> </p> <p> <u>(17)の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号。第17号の14において「法」という。) 第12条第1</u> </p>	<p>イ 略</p>

新	旧
<p>項又は第13条第2項の規定による判定（次号、別表第2の14及び別表第2の15において「判定」という。）申請 1件につき別表第2の14の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>(17)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号において「法」という。)第12条第2項又は第13条第3項の規定による非住宅部分に係る部分の変更を含む変更の判定（以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において「変更の判定」という。）申請 1件につき別表第2の15（変更の判定を受けようとする建築物エネルギー消費性能確保計画（法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この号において同じ。）に係る評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が、法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、別表第2の14及び別表第2の15において同じ。）が、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定又は変更の判定（以下この号及び別表第2の14において「判定等」という。）に係る評価方法と同一でないもの又は判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合は、別表第2の14)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>	

新	旧
<p><u>(17)の11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する書面の交付 1件につき別表第2の15の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <p><u>(17)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この号、別表第2の16及び別表第2の20において「法」という。）第29条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額</u></p> <p>ア 1件につき別表第2の16の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>イ～エ 略</p> <p><u>(17)の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この号において「法」という。）第31条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額</u></p> <p>ア 1件につき別表第2の17（変更の認定申請をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る評価方法（法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギ</p>	<p><u>(17)の8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号、別表第2の12及び別表第2の14において「法」という。）第29条第1項の規定による認定申請 次に定める額の合計額</u></p> <p>ア 1件につき別表第2の12の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p>イ～エ 略</p> <p><u>(17)の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による変更の認定申請 次に定める額の合計額</u></p> <p>ア 1件につき別表第2の13（評価手法の種別の変更に係る場合は、別表第2の12）の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p>

新	旧
<p>一消費性能向上計画が、<u>法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合するかどうかを評価する方法をいう。以下この号、次号及び別表第2の16から別表第2の19までにおいて同じ。）が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1項の認定又は法第31条第1項の変更の認定（以下この号、次号及び別表第2の16において「認定等」という。）に係る評価方法と同一でないもの又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに係る場合は、別表第2の16)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <p>イ 略</p> <p><u>(17)の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条に規定する書面の交付 1件につき別表第2の18（軽微な変更（法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。別表第2の18及び別表第2の19において同じ。）をしようとする認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る評価方法が、当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合は、別表第2の19)の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <p><u>(17)の15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36</u></p>	<p>イ 略</p> <p><u>(17)の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(別表</u></p>

新	旧
<p>条第1項の規定による認定申請 1件につき別表第2の20の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p><u>(17)の16</u> 大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)第3条第1項、第8条の2第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による許可申請(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可申請を除く。) 1件につき別表第2の21の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p><u>(17)の17</u> 略</p> <p>(18)～(42) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(非徴収の範囲)</p> <p>第5条 多機能端末機により証明書を交付する場合を除き、次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 市が設置する施設の建築に係るもの(第2条第1項第17号の6から第17号の15までに掲げるものに限る。)</u></p>	<p>第2の14において「法」という。)第36条第1項の規定による認定申請 1件につき別表第2の14の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p><u>(17)の11</u> 大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)第3条第1項、第8条の2第1項又は第15条第1項若しくは第2項の規定による許可申請(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条の規定による届出をした政党、協会その他団体が、はり紙、はり札又は立看板を表示するための許可申請を除く。) 1件につき別表第2の15の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <p><u>(17)の12</u> 略</p> <p>(18)～(42) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(非徴収の範囲)</p> <p>第5条 多機能端末機により証明書を交付する場合を除き、次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)、(2) 略</p>

新				旧				
(4)～(6) 略				(3)～(5) 略				
2 略				2 略				
別表第2の7(第2条関係)				別表第2の7(第2条関係)				
項	区分			手数料の額	項	区分		
	認定等に	認定等に	床面積の			申請をし	評価手法	認定の申請
	係る建築	係る評価	合計			ようとする	の種別	に係る部分
	物	方法		る建築物		の床面積の		
				の種別		合計		
(中略)				(中略)				
3	略			3	略			
4	複合建築物		住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額					
備考				備考				
1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。				1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。別表第2の11において同じ。				

新	旧
<p>2 「<u>床面積の合計</u>」とは、<u>認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 「<u>登録住宅性能評価機関等</u>」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。<u>別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。</u></p> <p>(1) <u>非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。第3号において同じ。）</u></p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次号において同じ。）</u></p> <p>(3) <u>複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの</u></p> <p>5 「<u>モデル建物法</u>」とは、<u>法第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する方法として市長が定めるものをいう。別表第2の11から別表第2の13までにおいて同じ。</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 「<u>登録住宅性能評価機関等</u>」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。<u>別表第2の11において同じ。</u></p> <p>(1) <u>住宅又は住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次号において同じ。）又は登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。次号において同じ。）</u></p> <p>(2) <u>前号の建築物以外の建築物の認定の場合 登録住宅性能評価機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。）又は登録建築物調査機関</u></p> <p>4 「<u>モデル建物法</u>」とは、<u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。）I. 第1の1の1-2ただし書及び第1の2の2-1ただし書又は第3の2の2-1ただし書の規定に基づき市長が認める評価手法をいう。別表第2の11において同じ。</u></p>

新				旧			
<p>6 「住宅」とは、人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。別表第2の11において同じ。</p> <p>7 略</p> <p>8 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物（共用部分を含む。）をいう。別表第2の11において同じ。</p>				<p>5 「<u>一戸建ての住宅</u>」とは、人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。別表第2の11において同じ。</p> <p>6 略</p> <p>7 申請をしようとする建築物が非住宅建築物の部分及び住宅の部分をする場合の手数料は、この表の1の項、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額に、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額を加算した額とする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「共同住宅等の部分」とする。</p>			
別表第2の11(第2条関係)				別表第2の11(第2条関係)			
項	区分			手数料の額			
	変更の認定申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定申請に係る部分の床面積の合計				
(中略)				(中略)			
3	略			略			
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げ			

新		旧	
	<p>る区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</p>		
<p>別表第2の12(第2条関係)</p>		<p>備考 申請をしようとする建築物が非住宅建築物の部分及び住宅の部分を有する場合の手数料は、この表の1の項、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額に、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額を加算した額とする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「共同住宅等の部分」とする。</p>	
項	区分	手数料の額	
	<p>書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法</p>	<p>書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計</p>	
1	<p>登録住宅性能評価機関等が軽微な変更</p>	<p>5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>46,400円</p>
	<p>更に該当すると認</p>	<p>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>73,100円</p>

新			旧	
	<u>めたもの</u>	<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>92,100円</u>	
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>114,900円</u>	
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>160,600円</u>	
2	<u>その</u>	<u>モデル建物</u>	<u>5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>136,200円</u>
	<u>他の</u>	<u>法によるもの</u>	<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>177,300円</u>
	<u>もの</u>		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>212,700円</u>
			<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>249,200円</u>
			<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>322,300円</u>
	<u>その他のもの</u>	<u>5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>300,600円</u>	
		<u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	<u>369,800円</u>	
		<u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	<u>436,800円</u>	
		<u>25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	<u>498,100円</u>	
		<u>50,000平方メートル以上のもの</u>	<u>620,600円</u>	
別表第2の13(第2条関係)				
<u>項</u>	<u>区分</u>	<u>手数料の額</u>		

新			旧			
	書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計				
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 ₁ に該当すると認められたもの	5,000平方メートル未満のもの	91,600円			
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円			
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円			
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円			
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円			
2	その他のもの	モデル建物	5,000平方メートル未満のもの	271,200円		
		法によるもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	353,400円		
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	424,200円		
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,300円		
			50,000平方メートル以上のもの	643,400円		
	その他のもの	5,000平方メートル未満のもの	600,000円			
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	738,500円			
			872,400円			
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの				

新			旧
		一ト未満のもの	
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	994,900円
		50,000平方メートル以上のもの	1,240,000円
別表第2の14(第2条関係)			
項	区分	手数料の額	
	判定等に係る評価方法	床面積の合計	
1	モデル建物法によるもの	2,000平方メートル未満のもの	166,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
		50,000平方メートル以上のもの	641,100円
2	その他のもの	2,000平方メートル未満のもの	418,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円

新		旧
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
	25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
	50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
備考		
<p>1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。次表から別表第2の20までにおいて同じ。</p> <p>2 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定（判定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>3 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。別表第2の16において「省令」という。）第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認することをいう。次表及び別表第2の20において同じ。</p>		
別表第2の15（第2条関係）		
項	区分	手数料の額
変更の判定に係る評価方法又は書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法	変更の判定に係る建築物の部分の床面積の合計又は書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	

新				旧			
1	モデル建物法によるもの	5,000平方メートル未満のもの	135,100円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円				
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円				
		50,000平方メートル以上のもの	321,100円				
2	その他のもの	5,000平方メートル未満のもの	299,500円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円				
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円				
		50,000平方メートル以上のもの	619,500円				

別表第2の16(第2条関係)

項	区分			手数料の額
	認定等に係る建築物	認定等に係る評価方法	床面積の合計	

別表第2の12(第2条関係)

項	区分			手数料の額
	申請をしようとする建築物の種別	評価手法の種別	認定の申請に係る部分の床面積の合計	

新		旧	
(中略)		(中略)	
3	略	3	略
4	<p>複合建築物</p> <p>住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして認定等に係る評価方法の欄及び床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</p>		
備考		備考	
<p>1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分の床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更の認定（認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含むものに限る。）をする場合にあっては、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積とする。</p> <p>2 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。次表及び別表第2の20において同じ。</p> <p>3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。次表から別表第2の20までにおいて同じ。</p> <p>(1) 非住宅建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費</p>		<p>1 「床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定める床面積をいう。次表及び別表第2の14において同じ。</p> <p>2 「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。次表及び別表第2の14において同じ。</p> <p>3 「登録住宅性能評価機関等」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。次表及び別表第2の14において同じ。</p> <p>(1) 住宅又は住宅の部分に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関</p>	

新	旧
<p><u>性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。第3号において同じ。）</u></p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅又は共同住宅等に係る認定等の場合 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次号において同じ。）</u></p> <p>(3) <u>複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの</u></p> <p>4 「モデル建物法」とは、<u>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める方法をいう。次表から別表第2の19までにおいて同じ。</u></p> <p>5 「住宅」とは、人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。)をいう。次表及び別表第2の20において同じ。</p> <p>6 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次表及び別表第2の20において同じ。</p> <p>7 「複合建築物」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物（共用部分を含む。）をいう。次表及び別表第2の20において同じ。</p> <p>別表第2の17(第2条関係)</p>	<p><u>（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。）又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。次号において同じ。)</u></p> <p>(2) <u>前号の建築物以外の建築物の認定の場合 登録建築物調査機関</u></p> <p>4 「モデル建物法」とは、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。別表第2の14において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める方法をいう。次表において同じ。</u></p> <p>5 「<u>一戸建ての住宅</u>」とは、人の居住の用のみに供する建築物(共用部分を含む。)をいう。次表及び別表第2の14において同じ。</p> <p>6 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次表及び別表第2の14において同じ。</p> <p>7 <u>申請をしようとする建築物が非住宅建築物の部分及び住宅の部分</u>を有する場合の手数料は、この表の1の項、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額に、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額を加算した額とする。この場合において、同表中「<u>非住宅建築物</u>」とあるのは「<u>非住宅建築物の部分</u>」と、「<u>一戸建ての住宅</u>」とあるのは「<u>一戸建ての住宅の部分</u>」と、「<u>共同住宅等</u>」とあるのは「<u>共同住宅等の部分</u>」とする。</p> <p>別表第2の13(第2条関係)</p>

新				旧				
項	区分			手数料の額	項	区分		
	変更の認定申請に係る建築物	変更の認定に係る評価方法	変更の認定申請に係る部分の床面積の合計			申請をしようとする建築物の種別	評価手法の種別	認定の申請に係る部分の床面積の合計
(中略)				(中略)				
3	略			3	略			
4	複合建築物			住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなして変更の認定に係る評価方法の欄及び変更の認定申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額				
				備考 申請をしようとする建築物が非住宅建築物の部分及び住宅の部分 ^{を有する場合} の手数料は、この表の1の項、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額に、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額を加算した額とする。				

新		旧	
別表第2の18(第2条関係)		<p>この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「共同住宅等の部分」とする。</p>	
項	区分	手数料の額	
	書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計	
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更 ¹ に該当すると認めたもの	5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円
2	その他のもの	モデル建物法によるもの	
		5,000平方メートル未満のもの	135,100円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円

新				旧			
			50,000平方メートル以上のもの				321,100円
		その他のもの	5,000平方メートル未満のもの				299,500円
			5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの				368,700円
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの				435,700円
			25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの				496,900円
			50,000平方メートル以上のもの				619,500円
別表第2の19(第2条関係)							
項	区分		手数料の額				
	書面の交付を受けようとする建築物に係る評価方法	書面の交付を受けようとする建築物の住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計					
1	登録住宅性能評価機関等が軽微な変更該当すると認めたもの	5,000平方メートル未満のもの	91,600円				
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円				
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円				
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円				
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円				
2	その	モデル建物法に	5,000平方メートル未満のもの	269,000円			

新				旧			
他のもの	よるもの	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		351,100円			
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		421,900円			
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		495,000円			
		50,000平方メートル以上のもの		641,100円			
	その他のもの	5,000平方メートル未満のもの		597,700円			
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		736,200円			
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		870,100円			
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの		992,600円			
		50,000平方メートル以上のもの		1,237,700円			

別表第2の20(第2条関係)

別表第2の14(第2条関係)

項	区分		手数料の額
認定申請をしようとする建築物	認定に係る評価方法	認定申請に係る部分の床面積の合計	

項	区分		手数料の額
申請をしようとする建築物の種別	評価手法の種別	認定の申請に係る部分の床面積の合計	

新					旧						
1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合すると認められたもの又は適合判定通知書等により消費性能基準に適合することが確認できるもの	略	略		1	非住宅建築物	登録住宅性能評価機関等が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下この表において「消費性能基準」という。)に適合すると認められたもの	略	略	
			略	略	略				略	略	略
(中略)					(中略)						
3	略				3	略					
4	複合建築物	住宅以外の用途に供する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定に係る評価方法の欄及び認定申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額に、住宅の用途に供する部分を2の項の一戸建ての住宅又は3の項の共同住宅等とみなし			4	略					

新		旧	
	<p>て認定に係る評価方法の欄及び認定申請に係る部分の床面積の合計の欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に定める金額を加算した額</p>		
備考		備考	
<p>1 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）</p> <p>(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知及び検査済証</p> <p>(3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第43条の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の通知及び検査済証</p> <p>2 略</p> <p>3 「仕様基準」とは、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。</p>		<p>1 「モデル建物法」とは、省令第1条第1項第1号ロに定める方法をいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 「仕様基準によるもの」とは、申請をしようとする建築物のうち住宅部分全てを、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)により評価したものをいう。</p> <p>4 申請をしようとする建築物が非住宅建築物の部分及び住宅の部分をする場合の手数料は、この表の1の項、2の項又は3の項の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額に、2の項又は3の項の中欄</p>	

新	旧
<p>別表第2の21(第2条関係)</p> <p>表 略</p>	<p><u>に掲げる区分に応じそれぞれ同項の右欄に定める金額を加算した額とする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「共同住宅等の部分」とする。</u></p> <p>別表第2の15(第2条関係)</p> <p>表 略</p>